

貸借対照表及び個別注記表

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月 31日

株式会社豆腐の盛田屋
福岡市博多区博多駅南二丁目4番11号

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

i 商品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

ii 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品を出荷した時点で、当該商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、収益認識会計基準の適用による、当事業会計年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	50,000 株	一株	一株	50,000 株

(2) 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

<単位:千円>

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	199,214	流動負債	200,609
現金及び預金	36,561	買掛金	21,523
売掛金	57,537	未払金	62,652
商品	80,435	未払法人税等	97,109
仕掛品	20,425	賞与引当金	2,488
貸倒引当金	△ 97	契約負債	14,769
その他	4,350	その他	2,066
		負債合計	200,609
固定資産	2,138	純 資 産 の 部	
有形固定資産	0	株主資本	743
器具及び備品	0	資本金	55,000
		資本剰余金	67,065
無形固定資産	2,023	資本金等減少差益	67,065
ソフトウェア	2,023	利益剰余金	△ 121,321
		利益準備金	13,750
投資その他の資産	115	その他利益剰余金	△ 135,071
敷金保証金	115	別途積立金	250,000
		繰越利益剰余金	△ 385,071
		純資産合計	743
資産合計	201,352	負債純資産合計	201,352

(注1)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(注2)当期純利益 223,676千円